

藤沢市自転車等駐車場条例の一部改正について
 藤沢市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

藤沢市自転車等駐車場条例（平成8年藤沢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1 藤沢駅南口第2ミニバイク駐車場の項中「藤沢市南藤沢32番地」を「藤沢市南藤沢18番地」に、「午前6時30分から午後8時まで」を「午前零時から午後12時まで」に改め、同表藤沢駅南口路上第2自転車駐車場の項中「藤沢市南藤沢32番地」を「藤沢市南藤沢18番地」に改める。

別表第2 藤沢駅南口第2ミニバイク駐車場の項を次のように改める。

藤沢駅南口第2ミニバイク駐車場	定期利用	1月		2,500円	3,000円
		3月		7,500円	9,000円
		6月		15,000円	18,000円
	一時利用	1回		200円	300円

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢駅周辺の再整備に伴い、ミニバイク駐車場及び自転車駐車場を移転するとともに、ミニバイク駐車場に機械式管理を導入し、及び当該駐車場の一時利用を可能とするため、所要の改正をする必要による。